

石川県公報

令和 7 年 5 月 23 日（金曜日）

号 外

（第 39 号）

目 次

土木部（水道用水供給事業）		人事委員会	
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正	1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1
		○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10

土木部（水道用水供給事業）

石川県企業管理規程第 5 号

石川県企業職員の給与に関する規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 23 日

石川県知事 馳 浩

第 2 条の 2 第 1 項の表本庁の項中

主事	技師
----	----

を

主事 技師	
----------	--

に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の石川県企業職員の給与に関する規程の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をりんに公布する。

令和七年五月二十二日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第九号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事 の事 務部 局	本庁		政策調整員 主任主計員 主任企画員	室次長 課長補佐 主任主計員 主任企画員 係長 船長 機関長	担当課長 室長 室次長 船長 機関長	部の名称を冠した 課長 課参事 所長 室長 室次長	知事室次長 少子化対策監 出納室長 室長		参事 技監 交通総合対策監 復旧復興戦略監 室長
	自治研修センター				准教授	所長 次長			
	東京事務所		係長	係長	課長	次長	所長		
	県税事務所			係長	次長 課長	所長			
	県総合事務所			担当課長 係長	担当課長 部長 部次長 課長	部長	所長		
	消防学校				教頭	校長			
	美術館				課長 担当課長				
	歴史博物館				課長				
	図書館	司書	司書専門員 司書主査 司書主任	課長 担当課長 司書専門員	課長 担当課長				
	白山ろく民俗資料館			副館長					
能楽堂 石川四高記念文化交 流館 保健福祉センター	能楽堂				副館長				
	石川四高記念文化交 流館				課長				
	保健福祉センター		担当課長	課長 担当課長	部次長 課長 担当課長	次長 部長 部次長			

リハビリテーションセンター					次長					
保健環境センター					次長 課長		所長			
こころの健康センター					課長	次長				
中央病院			係長 主任専門員	係長	担当課長	課長	管理局次長		管理局長	
こころの病院					課長		事務局長			
総合看護専門学校					副校長					
いしかわ動物愛護センター					次長					
いしかわ子ども交流センター					次長 担当課長					
保育専門学園					園長 副園長 課長 泉こども園長 担当課長					
児童生活指導センター				係長	園長 副園長 課長					
白山自然保護センター					次長	所長				
女性センター						館長				
消費生活支援センター					次長 課長		所長			
大阪事務所				係長			所長			
工業試験場					部長	次長	場長			
計量検定所						所長				
九谷焼技術研修所					次長		所長			
産業技術専門学校					校長 副校長 課長	校長				

石川障害者職業能力 開発校					担当課長	校長						
農林総合事務所				担当課長	農林事務所長 次長 部長 副部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	農林事務所長 次長 部長 室長	所長					
農林総合研究セン ター				担当課長	課長 担当課長	次長 副場長 中央普及支援セン ター長 室長						
家畜保健衛生所					担当課長							
水産総合センター				機関長	部長 課長 船長 副船長							
土木総合事務所			係長	課長 担当課長 課長補佐 係長	次長 企画調整担当次長 地域調整担当次長 工事管理専門官 課長 担当課長 室長	次長 土木事務所長 企画調整担当次長	所長 土木事務所長				所長	
ダム管理事務所					所長 担当課長	所長						
港湾事務所				船長 機関長 係長	次長 課長 担当課長	所長 次長						

金沢城・兼六園管理 事務所 共通 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部 警察署 警察学校 教育委員会	主事 技師 主事	主事 技師 主事					次長 課長	所長					
					課長補佐 係長			課長	次長				局長
							課長	次長	局長				
					課長補佐 主任調査員			課長 課参事	次長				局長
								次長 担当課長	局長				
	主事 主事 技師	主事 主事 技師		係長 主任	課長補佐 隊長補佐 係長		管理官 調査官 隊長補佐	課長 上席管理官	統括参事官 参事官	首席参事官			
	主事 技師	主事 技師		係長 主任	課長 係長		会計官 課長	副署長 会計官					
				係長	係長		事務長						
					課長補佐 主任指導主事 主任管理主事 管理主事 指導主事		室次長 主任指導主事 主任管理主事	課長 担当課長 室次長 課参事	教育次長				教育参事
							課長 主任管理主事	所長					
教育事務所													
教員総合研修センター							次長 主任指導主事（師 範） 主任指導主事（師 範代） 主任指導主事	次長	次長	塾頭	所長		
生涯学習センター							副館長 担当課長	館長					
輪島漆芸技術研修所							次長						

[illegible]

改める。

改め、同表二の表を次のように改める。

二 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務部局	本庁			課長補佐	
	美術館	学芸主任	専門員 学芸主任	学芸主幹	
	歴史博物館	学芸主任	課長 学芸主任		
	リハビリテーションセンター			担当課長	
	保健環境センター	専門研究員	研究主幹	部長 副部長 研究主幹	次長 部長
	工業試験場	研究員	研究員	部長 担当部長 副部長 室長 研究主幹	次長 部長 九谷焼技術センター所長
	九谷焼技術研修所			課長	
	農林総合研究センター			副場長 能登畜産センター 所長 部長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 部長
	水産総合センター		主任研究員	事業所長 内水面水産センター ター所長 部長	所長 次長 部長
	共通	技師 学芸員			
警察	本部	研究員 研究技師	主任研究員 研究員	管理官 調査官	所長 上席管理官

る。

別表第二六の表知事の事務部局の部本庁の項中「

警視官	警視官
-----	-----

」を「

	警視官
--	-----

」に改め、同部県総合事務所の項中「

	警視官
--	-----

」を「

警視官	警視官
-----	-----

」に改め、同表への表及びトの表を次のように改める。

別表第二一〇の表警察の部本部の項中「

警視官	警視官
-----	-----

」を「

警視官	警視官
-----	-----

」に改め、同部警察学校の項中「

副校長	副校長
-----	-----

」を「

科長	科長
----	----

」に改める。

別表第二一八の表教育委員会の部高等学校の項中「

	実習教諭
--	------

」を「

養護教諭	実習教諭
------	------

」に改め、同表二の表を次のように改める。

へ 医療職給料表 (二) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事			専門員			課長補佐	課参事
の事					課長	部次長	部次長
務部					課長	課長	課長
局					課長	担当課長 専門員	次長 部次長
					主幹	次長	
リハビリテーション センター					主幹	主幹	
中央病院			主査	主任専門員	主幹 主任専門員 主任技師 技師長	副部長 室次長 主幹 薬剤師長 技師長	部長 室長 室次長
こころの病院					主幹 主任専門員	科長 担当課長	科長
いしかわ動物愛護セ ンター					主幹		所長
家畜保健衛生所					主幹	担当課長 能登駐在所長	次長
共通	技師	技師					
教育 共通		技師					
委員会							

ト 医療職給料表（三）等級別基準職務分類表

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
組織 知事 の事 務部 局	本庁					主幹		
	県総合事務所				専門員	課長	部次長 課長	
	保健福祉センター				専門員	担当課長		
	こころの健康センター					課長		
	中央病院				看護師長	主幹		
	こころの病院				看護師長	主任技師	室次長	
					主査	主任技師	担当課長	
	総合看護専門学校					副校長 課長 教務主任 教務主査 主任技師 担当課長		
	保育専門学園							
	共通		技師	技師				
教育 委員 会 警察 本部	事務局					主幹		
			技師	技師		課長補佐 係長	調査官 管理官	

別表第十六中「白山自然保護センター白峰駐在地」を「白山自然保護センター市ノ瀬ビジターセンター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十三日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「、危機管理監」を削り、「産業振興戦略監」を「復旧復興戦略監」に、「企画振興部課長、商工労働部課長、危機管理監付課長」を「部の名称を冠した課長」に、「人事課」を「人事・組織経営課」に改め、「主事（」の下に「行財政改革、組織、」を加え、「組織又は行財政改革を担当する行政経営課主幹、専門員、主任主事及び主事」を削り、同表教育委員会事務局の項中「庶務課」を「教育政策課」に改める。

別表第二土木総合事務所の項中「課長」の下に「、事業調整室長」を加え、同表備考2中「及び課長」を「、課長及び事業調整室長」に改め、「、副部長及び室次長」「及び科長」及び「及び保健環境センター」を削り、「保健環境センター及び農林総合研究センターの主任研究員、工業試験場の副部長」を「自治研修センターの准教授、保健環境センターの担当課長及び主任研究員、工業試験場の室長、担当部長及び副部長、農林総合研究センターの主任研究員及び中央普及支援センター担当課長、図書館の経営管理課担当課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。